

②熱中症警戒アラートの意味とその対応について

・熱中症の発生可能性が高い顕著な高温が懸念されるときに、熱中症による当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報の発表や、それらの情報の周知を法定化し、より実効性のある仕組みを設けることとされ、令和 5 年の法改正において、それぞれ熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報として法律上規定されました。(施行:令和6年4月)

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) 〈これまでの発表回数〉 R3:613回、R4:889回、 <u>R5:1,232回</u>	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) 〈過去に例のない広域的な危険な暑さを想定〉
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点</u> における、日最高暑さ指数(WBGT)が <u>33</u> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u> において、 <u>全ての暑さ指数情報提供地点</u> における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>35</u> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫(現行は赤)	黒